平成２３年（フ）第１０５号
青森市久須志３丁目15番30号
債務者　水梨　隆志
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
青森市緑２丁目16番地８　ロイヤルシャトリエＢ―106
債務者　安田　昭彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
青森市大字宮田字玉水76番地２
債務者　ほっかほっか亭合浦店こと　今　　忠文
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０４号
大阪府東大阪市横枕12―27　コート・ザ・ルピナス411号室、住民票上の住所大阪府東大阪市角田２丁目７番10号
債務者　山形　宜紀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５号
東京都八王子市上柚木３丁目18番地ヒューマンスクエア南大沢204号
債務者　西岡祐三子（旧姓鳥井）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７１号
長崎県佐世保市黒髪町695番地１
債務者　関　　修
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
長崎県佐世保市白木町60番地13　平成ビル402、旧住所長崎県佐世保市小佐世保町11番19号　エムコーポ101号
債務者　中崎日出生
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
長崎県佐世保市広田４丁目10番７―105号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2898番地１　ライフコーポ102号
債務者　藤本　　惠
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
静岡市清水区千歳町７番３―604号
債務者　岡田まり子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０６号
静岡市駿河区小鹿798番地の２　第一青島マンション201号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
静岡県浜松市浜北区西美薗175番地の１　第２シャトウとみなが205
債務者　磯部　清和
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０３号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1524番地16
破産者　久保田三三男
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
埼玉県八潮市大字南川崎141番地８　サンハイツ２―205
破産者　関戸　英明
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
栃木県那須塩原市箭坪18番地39
破産者　関戸　栄子（旧姓福田）
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番６―204号
破産者　遠藤すづ子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
埼玉県三郷市早稲田１丁目１番地３　ヴェルティストン305、旧住所埼玉県三郷市さつき平１丁目３番１―709号
破産者　吉冨　博之
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係